

厚岸町規則第16号

厚岸町地域おこし協力隊設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町地域おこし協力隊設置規則の一部を改正する規則

厚岸町地域おこし協力隊設置規則（平成28年厚岸町規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「正常」を「健康」に改める。

第10条第2項を削る。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（副業）

第16条 隊員は、第2条に規定する活動に支障がない範囲において、定住に向けた就業活動等を行うことができる。

2 隊員は、前項に規定する就業活動等を行う場合、あらかじめ副業届出書（別記様式第4号）により町長へ届け出なければならない。

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

副業届出書

年 月 日

厚岸町長 様

厚岸町地域おこし協力隊員
氏 名 印

厚岸町地域おこし協力隊設置規則第2条に規定する活動に支障がない範囲において、定住に向けた就業活動等を行いますので、下記のとおり届け出ます。

事業所等名	※自営業の場合は「自営業」と記入すること
所在地	
電話番号	
仕事内容	
雇用形態	※自営業の場合は記入不要
期間	年 月 日 ~ 年 月 日
従事日数等	年・月・週 日 1日あたり約 時間
特記事項	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。